

●返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度)は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・100%払い戻し
- ・就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・100%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・返戻金なし
- ・就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・返戻金なし